

○国立大学法人筑波大学知的財産権返還契約細則

平成16年6月10日
法人細則第18号

改正 平成18年法人細則第25号
平成18年法人細則第29号
平成19年法人細則第23号
平成23年法人細則第6号
平成28年法人細則第3号

国立大学法人筑波大学知的財産権返還契約細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号。以下「職務発明規程」という。）第14条の規定に基づき、職務発明に係る知的財産権を発明者に返還する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(契約内容の提示)

- 第2条 学長は、職務発明規程第5条の規定に基づき、届け出のあった発明等に係る知的財産権を国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が承継しないことを決定する場合は、発明者に別記様式第1の職務発明に係る知的財産権の発明者への返還に際する契約書の内容を示し、発明者がこれに同意することを条件としてこれを行うものとする。
- 2 学長は、職務発明規程第7条の規定に基づき、法人が知的財産権の出願等の手続きを行った後に、審査請求を行わないことを決定した場合で、かつ、発明者等が返還を希望した場合は、発明者に別記様式第2の審査請求を行わないことに伴う職務発明に係る知的財産権の発明者への返還に際する契約書の内容を示し、発明者がこれに同意することを条件としてこれを行うものとする。
- 3 前2項の同意は、学長が、別記様式第3の知的財産権返還契約回答書により回答を得ることにより確認するものとする。

(契約の締結)

第3条 学長は、前条第3項の規定により発明者の同意を得た場合は、別記様式第1又は別記様式第2により、速やかに法人と発明者との契約を締結するものとする。

附 則

この法人細則は、平成16年6月10日から施行する。

附 則（平18.7.5法人細則25号）

この法人細則は、平成18年7月5日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学知的財産権返還契約細則の規定は、同年7月1日から適用する。

附 則（平18. 8. 25法人細則29号）

この法人細則は、平成18年8月25日から施行する。

附 則（平19. 6. 13法人細則23号）

この法人細則は、平成19年6月13日から施行する。

附 則（平23. 1. 27法人細則6号）

この法人細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平28. 2. 18法人細則3号）

この法人細則は、平成28年2月18日から施行する。

別記様式第1（第2条第1項関係）

職務発明に係る知的財産権の発明者への返還に際する契約書

国立大学法人筑波大学（以下「甲」という。）と筑波大学職員〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙のなした甲における職務発明に関する知的財産権を甲が乙に返還するにあたって、以下のように約定する。

（知的財産権の確認）

第1条 国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号。以下「職務発明規程」という。）、国立大学法人筑波大学知的財産権返還契約細則（平成16年法人細則第18号）及び本契約に定める条件に基づき、甲は、乙に対して、職務発明に係る下記知的財産権（以下「本件知的財産権」という。）を返還するものとする。

記

本件知的財産権：〇〇〇〇

- 2 甲及び乙は、本件知的財産権が、乙が甲に平成 年 月 日付けで届け出をした職務発明に係る知的財産権であり、かつ甲がこれを承継しない旨乙に平成 年 月 日付け（筑大産知的第 号）で通知したものであることを相互に確認する。
- 3 特許法第35条第1項等に定める通常実施権又はこれと同等の実施権により、甲は、本契約による知的財産権の返還の後であっても、当該知的財産権にかかる発明等を実施することができるものとする。

（定義）

第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）発明等 職務発明規程第2条第2項に規定する発明等をいう。
- （2）職務発明 職務発明規程第2条第3項に規定する職務発明をいう。
- （3）発明者 職務発明規程第2条第4項に規定する発明者をいう。

（利益の返還）

第3条 乙は、本契約締結の日の翌日から起算して10年間は、本件知的財産権に係る発明等を第三者に対して実施許諾し、又は譲渡することにより得た対価のうち、その25%を甲に対して支払うものとする。ただし、これらの対価を得るに当たって、乙が直接的かつ合理的な費用を負担している場合には、これを対価から控除して甲への支払額を計算することができるものとする。

- 2 乙は、第三者に当該発明等に係る知的財産権を譲渡する場合には、これによって、甲の実施が妨げられないよう、必要な措置を講じなければならないものとする。

(利益の報告)

第4条 乙は、前条の対価について、前条第1項に規定する期間は、年1回甲に対して報告する義務を負う。ただし、当該報告が十分でない場合又は追加の情報が必要な場合には、甲は乙に対して、本契約の目的の範囲内で、追加の報告を要求することができるものとする。

(疑義等の解決)

第5条 本契約の履行、解釈に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第6条 本契約の有効期間は、契約締結の日の翌日から起算し10年間とする。

以上の証として、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

契約締結日 平成○年○月○日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1号
国立大学法人筑波大学分任契約担当役
研究担当副学長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住所
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

別記様式第2（第2条第2項関係）

審査請求を行わないことに伴う職務発明に係る知的財産権 の発明者への返還に際する契約書

国立大学法人筑波大学（以下「甲」という。）と筑波大学職員〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙のなした甲における職務発明に関する知的財産権を甲が乙に返還するにあたって、以下のよう約する。

（知的財産権の確認）

第1条 国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号。以下「職務発明規程」という。）、国立大学法人筑波大学知的財産権返還契約細則（平成16年法人細則第18号）及び本契約に定める条件に基づき、甲は、乙に対して、職務発明に係る下記知的財産権（以下「本件知的財産権」という。）を返還するものとする。

記

本件知的財産権：〇〇〇〇（特許出願番号）

- 2 乙は、甲が前項の本件知的財産権の審査請求を行わない旨乙に平成 年 月 日付け（筑大産知的第 号）で通知したものであることを確認する。
- 3 特許法第35条第1項等に定める通常実施権又はこれと同等の実施権により、甲は、本契約による知的財産権の返還の後であっても、当該知的財産権にかかる発明等を実施することができるものとする。

（定義）

第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）発明等 職務発明規程第2条第2項に規定する発明等をいう。
- （2）職務発明 職務発明規程第2条第3項に規定する職務発明をいう。
- （3）発明者 職務発明規程第2条第4項に規定する発明者をいう。

（費用の負担）

第3条 乙は、甲が本件知的財産権の出願等に用いた費用相当分を甲に支払うものとする。

（利益の返還）

第4条 乙は、本契約締結の日の翌日から起算して10年間は、本件知的財産権に係る発明等を第三者に対して実施許諾し、又は譲渡することにより得た対価のうち、その25%を甲に対して支払うものとする。ただし、これらの対価を得るに当たって、乙が直接的かつ合理的な費用を負担している場合には、これを対価から控除して甲への支払額を計算することができるもの

とする。

2 乙は、第三者に当該発明等に係る知的財産権を譲渡する場合には、これによって、甲の実施が妨げられないよう、必要な措置を講じなければならないものとする。

(利益の報告)

第5条 乙は、前条の対価について、前条第1項に規定する期間は、年1回甲に対して報告する義務を負う。ただし、当該報告が十分でない場合又は追加の情報が必要な場合には、甲は乙に対して、本契約の目的の範囲内で、追加の報告を要求することができるものとする。

(疑義等の解決)

第6条 本契約の履行、解釈に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第7条 本契約の有効期間は、契約締結の日の翌日から起算し10年間とする。

以上の証として、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

契約締結日 平成〇年〇月〇日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1号
国立大学法人筑波大学分任契約担当役
研究担当副学長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住所
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

別記様式第3（第2条第3項関係）

知的財産権返還契約回答書

平成 年 月 日

国立大学法人筑波大学長 殿

住所
氏名

印

平成 年 月 日付けで申し出のあった下記の知的財産権に係る返還契約の締結について（同意します。同意しません。）

記

知的財産権：